

2007年1月22日

各位

野村ホールディングス株式会社  
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社

## **株式会社ツバキ・ナカシマ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

野村ホールディングス株式会社(以下「NHI」、執行役社長兼 CEO:古賀信行)の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社(以下「NPF」、執行役社長:丸山明)は、本日開催の執行役会において、NPFが100%を出資するTNNインベストメント株式会社(以下「公開買付者」、取締役:丸山明、本社:東京都千代田区)を通じて、下記のとおり株式会社ツバキ・ナカシマ(以下「対象者」、取締役社長:近藤高規、本社:奈良県葛城市)普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、NHIの完全子会社であるNPFが発行済株式の全てを保有する会社です。NPFは、日本国内の企業を対象とする投資業務を行うことを目的として平成12年7月に設立されました。

公開買付者は、対象者の発行済株式から対象者が保有する自己株式を除いた全株式(公開買付期間末日までに第1回ないし第3回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。)及び対象者が発行した全ての新株予約権を取得する目的で、本公開買付けを実施いたします。

#### (2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針等 (MEBO 実行のために本件公開買付けの実行を決定した経緯について)

対象者は、昭和14年の設立以来、球面加工技術を強みとし、精度の高い球面のボールを、大量に、安定的でかつ安く作れる仕組みを構築し、国内外のベアリングメーカーを中心に顧客基盤を築いて参りました。しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、対象者の主要な最終ユーザーである自動車メーカーが欧米市場向け製品用の部品をアジア新興国で集中的に生産する戦略を推進しており、それに伴い、対象者の顧客であるベアリングメーカーはアジア新興国への生産拠点の移転を急激に進めております。また、アジア新興国において、安価品を製造するメーカーが現れ始めており、企業間競争も激化しております。こうした急激に変化する経営環境の下で、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上を实

現するためには、経営全般の効率化だけでなく、既に対象者が構築している欧米での生産、販売体制の再編やアジア新興国での生産、販売体制の確立が急務となっております。また、同業他社が大手ベアリングメーカーの系列企業として成長戦略を描いている中で、独立系メーカーとしての対象者の成長戦略を見直す必要性もあるため、抜本的な組織改革、新規成長分野への投資を迅速に実行することが喫緊の課題となっており、対象者経営陣と対象者従業員が一体となってこれらの課題に取り組む必要があります。他方で、これらの積極的な施策の実施は、必ずしも短期的な業績向上には寄与しないおそれがあります。そこで、対象者の取締役社長である近藤高規氏は、急激に変化する経営環境に対応し、短期的な業績の変動にとらわれず、今後の対象者の持続的成長を可能とする企業体質を構築するためには、対象者を非公開化し、このような経営方針を中長期的に支援することができる中核安定株主の下で、対象者経営陣と対象者従業員が一体となって事業を展開することが不可欠であり、そのためにはマネジメント・エンプロイー・バイアウト(MEBO) (注)の手法によることが最善であると判断しました。

(公開買付者と近藤高規氏との間における重要な合意に関する事項について)

公開買付者の親会社であるNPFは、近藤高規氏のこのような意向を受けて検討を重ねた結果、対象者の迅速な経営判断と機動的な事業展開を実行し、対象者経営陣と対象者従業員が一体となって企業価値向上に取り組むことができ、更にはNPFの企業への豊富な投資経験を生かすことができる手法として非公開化を伴うMEBOが、対象者の中長期的な企業価値の向上のために最適であると判断し、本公開買付けの実行を決定し、NPFと、近藤高規氏とは、平成19年1月22日付でマネジメント・エンプロイー・バイアウト契約書(以下「MEBO契約」といいます。)を締結しました。

(MEBO 契約について)

MEBO契約においては、以下の点について取り決めております。

まず、近藤高規氏(所有株式数割合約0.22%)は、同氏が保有する対象者株式全てについて本公開買付けに応募する旨規定しております。その後、本公開買付けが成立した場合において、近藤高規氏は、公開買付者に資本参加する予定です。また、公開買付者は、MEBO契約の規定に基づき、他の対象者経営陣(近藤高規氏がかかる候補者を指名するものとし、)と対象者従業員に対しても、公開買付者への資本参加を呼びかける予定です。

本公開買付け後の経営体制については、近藤高規氏は、本公開買付け完了後も引き続き対象者の取締役社長に留まること、また公開買付者の親会社であるNPFが、本公開買付け後、対象者の取締役及び監査役の候補者をそれぞれ1名指名し、その他の対象者の取締役及び監査役の候補者はすべて近藤高規氏が指名することを予定しております。NPFは、上記役員派遣等を通じて、NPFを含む野村グループの各種リソースを最大限に活用し、対象者経営陣と対象者従業員とともに、組織改革や生産、販売体制の再構築及び新規成長分野への投資といった収益、組織構造の変革ならびに事業上その所有を必ずしも必要とし

ないと認められる資産の売却等による本業への集中を図ることで、対象者の将来に亘る企業価値向上に貢献して行く意向です。

更に、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、野村キャピタル・インベストメント株式会社(執行役社長:揚村康男)から最大で750億円を借り入れる予定です(以下「買収ローン」)。対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者及びその子会社が買収ローンの連帯保証人となり、また対象者及びその子会社の一定の資産を買収ローンの担保に供する予定です。また、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者において、事業上その所有を必ずしも必要としないと認められる資産を売却し、かかる売却代金を買収ローンの弁済に充てる予定です。

(対象者において講じた利益相反を回避する措置について)

なお、対象者は、社外監査役の意見も踏まえ、平成19年1月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明する決議をしています。かかる賛同決議にあたっては、対象者の取締役会は対象者とは独立した第三者算定機関が作成した対象者の株価評価書及び本公開買付けにおける買付価格が妥当な価格であるとの意見書を取得しております。また法律事務所の法律意見書を徴した上で、その内容を参考にしております。また、同取締役会においては、本公開買付けの成否にかかわらず、平成19年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。近藤高規氏は特別利害関係人として、かかる全ての決議には参加しておりません。

(3)本公開買付け後の組織再編等の方針

(本公開買付け後の予定について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、自己資金と買収ローンを活用して対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の約3分の2超の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかったときには、より効率的かつ機動的に経営改革を行うため、本公開買付け終了後に、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施し、その後に対象者と合併する予定です。本株式交換の株式交換比率については、本公開買付け後の公開買付者と対象者の株式の価値の比較に基づいて比率を算定いたしますが、本株式交換において本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(以下「残存株主」といいます。)に対して交付される公開買付者の株式の数は1株に満たない端数となる予定です。その結果、本株式交換において、残存株主に対しては、法令の規定に従って、公開買付者の株式の端数に代えて、端数の合計数に相当する株式を売却することにより得られる金銭を端数の比率に従って交付することを想定しています。残存株主が受領する当該金銭の額については、本公開買付けにおける買付価格を基準にしたものになる予定ですが、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本株式交換に際して、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求をすることができま

す。この場合の1株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格及び本株式交換において対象者株式1株につき交付される金銭の額とは異なることがあります。本公開買付け、本株式交換による金銭の交付及び本株式交換にかかる株式買取請求による買取りの場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただけますようお願いいたします。

(本公開買付け後の予定の見直しの可能性について)

なお、本株式交換に関連して、本公開買付けにおける応募状況、本株式交換に関連する法律・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によっては、公開買付者は、本株式交換と同等の効果を有する本株式交換以外の方法を実施する可能性があります。ただし、上記事情により本株式交換と異なる方法を採用する場合でも、対象者株主の皆様には、最終的に現金を交付する仕組みを採用する予定です。届出書提出日現在、本株式交換を行わない場合に行うことが決定している具体的なスキームはありませんが、例えば、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、<1>対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、<2>対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び<3>対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付すること、以上<1>ないし<3>を付議議案に含む臨時株主総会の開催を検討しております。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定することを前提に検討しておりますが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は、対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が一株に満たない端数となるよう決定することを前提に検討しております。

(本公開買付けに応募しなかった新株予約権の取り扱いについて)

新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とする目的で、本株式交換に際し、発行要項に定める取得条項に基づき新株予約権のすべてを無償で取得する等の方法により、新株予約権のすべてを消滅させる予定です。

(対象者株券の上場廃止に関する見込みについて)

公開買付者は、本公開買付け及びその後の一連の手續により、対象者を完全子会社化する予定です。従って、本公開買付けにおいては取得する株式数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け後に、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換が行われる場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は対象者株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

(注) マネジメント・エンプロイー・バイアウト(MEBO)とは、一般的に、買収対象企業の経営陣と従業員が一体となって、金融投資家と共同して対象企業株式等を買収する取引をいいます。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

<1> 商号	株式会社ツバキ・ナカシマ
<2> 事業内容	精密球、精密加工球、メディア球、送りねじ、直動案内、位置決めテーブル、送風機、一般産業機械の製造販売
<3> 設立年月日	昭和 14 年 1 月 26 日
<4> 本店所在地	奈良県葛城市尺土 19 番地
<5> 代表者の役職・氏名	取締役社長 近藤 高規
<6> 資本金	8,443 百万円 (平成 19 年 1 月 22 日現在)
<7> 大株主及び持株比率	(平成 18 年 9 月 30 日現在) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 9.83% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 8.73% 太陽生命保険株式会社 6.40% 株式会社三菱東京UFJ銀行 4.66% 日本生命保険相互会社 4.27% バンクオブニューヨークヨーロツパリミテッドルクセンブルグ 131800(常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) 3.49% 株式会社椿本チエイン 3.38% ジェーピーエムシービーオムニバスユーエスペンショントリーティージャスデック 380052(常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) 3.29% 株式会社ジェイテクト 3.03% 近藤高敏 2.65%

<8> 買付者と対象者の関係等	資本関係	対象者株式を 100 株保有しています。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

<1>届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 1 月 23 日(火)から平成 19 年 2 月 21 日(水)まで(21 営業日)

<2>対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 19 年 3 月 6 日(火)までとなります。

(3) 買付け等の価格

株券 1 株につき 金 2,100 円

第 1 回新株予約権 1 個につき 金 1 円

第 2 回新株予約権 1 個につき 金 1 円

第 3 回新株予約権 1 個につき 金 1 円

第 4 回新株予約権 1 個につき 金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

<1>算定の基礎

I. 株券

公開買付者の親会社である NPF は、対象者の取締役社長である近藤高規氏と、対象者の経営上の課題や将来の可能性についての検討を行ってまいりました。その結果、対象者の中長期的な企業価値の向上には MEBO の手法が最善であると判断し、NPF と対象者の取締役社長である近藤高規氏との間で、MEBO に関して具体的に検討を開始する旨の覚書を締結しました。

公開買付者は、対象者の市場株価の推移を精査したところ、平成 19 年 1 月 19 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は 1,751 円(小数点以下四捨五入)であるという結果を得ました。

公開買付者は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の市場株価の推移を中心に、対象者の連結ベースの純資産額(平成 18 年 3 月期)65,204 百万円、当期純利益(対象者が平成 18 年 11 月 20 日に発表した平成 19 年 3 月期の予想数値)3,600 百万円、対象者の営業利益(対象者が平成 18 年 11 月 20 日に発表した平成 19 年

3月期の予想数値)に減価償却費(平成18年3月期)を加えた連結 EBITDA7,299 百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況等を勘案し、平成19年1月22日開催の株主総会で本公開買付けの買付価格を1株当たり2,100円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、平成19年1月19日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値1,751円(小数点以下四捨五入)に対して約20%のプレミアムを加えた金額となります。(注)平成18年3月期の財務データについては、対象者の平成18年6月30日提出の第104期有価証券報告書記載に基づく数値を、平成19年3月期の財務データについては対象者が平成18年11月20日に発表した予想数値を用いています。

## II. 新株予約権

平成19年1月19日現在において、第1回新株予約権について、1株当たりの行使価格は746円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格2,100円を1,354円下回っております。

平成19年1月19日現在において、第2回新株予約権について、1株当たりの行使価格は1,422円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格2,100円を678円下回っております。

平成19年1月19日現在において、第3回新株予約権について、1株当たりの行使価格は1,394円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格2,100円を706円下回っております。

平成19年1月19日現在において、第4回新株予約権について、1株当たりの行使価格は2,463円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格2,100円を363円上回っております(ただし、第4回新株予約権につきましては、権利行使期間は平成19年7月1日から平成23年6月30日であり、新株予約権者は平成19年1月19日において権利行使はできません。 )。

しかしながら、いずれの新株予約権もストックオプションとして発行されたものであり、<1>新株予約権の割当を受けた者が自己都合による退任・退職等により対象者又は対象者子会社の役職員たる地位を失った場合には権利を行使することができない、<2>新株予約権の質入れその他の処分は認めない、旨の行使条件が付されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記の通り、新株予約権の買付価格を決定いたしました。

### <2>算定の経緯

公開買付者の親会社であるNPFは、平成18年11月中旬から対象者の取締役社長である近藤高規氏と、対象者を取り巻く経営環境の分析や、対象者の経営上の課題について検討を行ってまいりました。

対象者が採りうる様々な経営の選択肢を比較検討したところ、対象者の中長期的な企業価値の向上にはMEBOの手法が最善であると判断し、平成18年11月22日に、

NPF と、対象者の取締役社長である近藤高規氏との間で、MEBO に関して具体的に検討を開始する旨の覚書を締結しました。

公開買付者は、対象者の市場株価の推移を精査したところ、平成 19 年 1 月 19 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値は 1,751 円 (小数点以下四捨五入) であるという結果を得ました。

公開買付者は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の市場株価推移を中心に、対象者の連結ベースの純資産額 (平成 18 年 3 月期) 65,204 百万円、当期純利益 (対象者が平成 18 年 11 月 20 日に発表した平成 19 年 3 月期の予想数値) 3,600 百万円、対象者の営業利益 (対象者が平成 18 年 11 月 20 日に発表した平成 19 年 3 月期の予想数値) に減価償却費 (平成 18 年 3 月期) を加えた連結 EBITDA 7,299 百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況等を勘案し、平成 19 年 1 月 22 日開催の株主総会で本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 2,100 円とすることに決定いたしました。

他方、対象者は平成 19 年 1 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明する決議をしていますが、かかる賛同決議にあたっては、対象者の取締役会は対象者とは独立した第三者算定機関が作成した対象者の株価評価書及び本公開買付けにおける買付価格が妥当な価格であるとの意見書を取得し、また法律事務所の法律意見書を徴した上で、その内容を参考にしております。また、近藤高規氏は特別利害関係人として、かかる決議には参加しておりません。

<3>算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	<1>株式に換算した買付予定数	<2>株式に換算した超過予定数
株 券	32,594,861 株	株
新株予約権証券	871,666 株	株
新株予約権付社債券	株	株
株券等預託証券( )	株	株
合 計	33,466,527 株	株

(注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(33,466,527 株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象とします。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「機構」)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場



合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。

- (注4) 公開買付期間末日までに第1回ないし第3回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 株券等のうち新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者が平成18年12月22日に提出した第105期中半期報告書の記載に従い平成18年11月30日時点で権利行使されていない第1回新株予約権85個を1個あたり500株、第2回新株予約権568個を1個あたり500株、第3回新株予約権935個を1個あたり500株、第4回新株予約権1,027個を1個あたり500株として換算しています。
- (注6) 公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株式に換算した株式数は、最大で、50,199,791株になります。これは、対象者が平成18年12月22日に提出した第105期中半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の発行済み株式総数50,568,283株に第1回ないし第4回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成18年10月1日以降届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(1,307,500株)を加え、公開買付者が保有する株式数100株及び対象者が実質的に所有する自己株式(1,675,892株)を控除した数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 00.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	334,665個	(買付け等後における株券等所有割合 67.25%)
対象者の総株主の議決権の数	487,788個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成18年12月22日に提出した第105期中半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。
- (注3) 本公開買付けにおいては、単元未満株式及び新株予約権も本公開買付けの対象としていることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記半期報告書に記載された総株主の議決権の数487,788個に単元未満株(ただし、対象者が自己で保有するものを除きます。)53,991株、相互保有株式(ただし、単元未満株を除きます。)58,600株、株主名簿上は対象者名義となっているが、実質的に所有していない株式1,000株及び買付予定の新株予約権の各発行要項に基づき株式に換算した株式数(871,666株)に係る議決権の数9,851個を加

えて、「対象者の総株主の議決権の数」を 497,639 個として計算しています。

(注 4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 70,280 百万円

(注)買付代金は、買付価格(2,100 円)で買付予定数(33,466,527 株)を買い付けた場合の見積額を記載しています。

(8) 決済の方法

<1>買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

<2>決済の開始日

平成 19 年 3 月 2 日(金)

(注)法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 19 年 3 月 15 日(木)となります。

<3>決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券又は新株予約権証券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

<4>株券等の返還方法

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「<1> 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「<2> 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券又は新株予約権証券は、応募株主等の指示により、平成 19 年 2 月 28 日(水)(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券又は新株予約権証券が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

<1>法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(33,466,527 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

<2>公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びウないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

<3>買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、買付け等の価格の引下げを府令第19条第1項の規定に定める方法により行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

<4>応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(解除書面)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

<5>買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

<6>訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正

します。

<7>公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4、及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年1月23日(火)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者の親会社であるNPFは、対象者の取締役社長である近藤高規氏との間で、平成19年1月22日付で、近藤高規氏が保有する対象者の株式すべてについて本公開買付けに応募すること及び本公開買付け後の組織再編を行う旨の予定に加え、本公開買付け後の対象者の運営及び株式の取扱いに関して、主に以下の内容のMEBO契約を締結しております。

- 1) 本公開買付けが成立した場合、近藤高規氏は、公開買付者に対し、原則として近藤高規氏が最初に出資する時までにNPFが公開買付者に対し出資した金額の合計額を、当該時点においてNPFが保有する公開買付者の株式数で除した価額を1株あたりの取得金額として、取得価額の総額1,000万円を下回らない金額を目処として資本参加をすること。
- 2) 近藤高規氏が上記1)の方法により取得した公開買付者の株式に係る譲渡等の制限、及び同氏が対象者の取締役の地位を喪失した場合等においては、同氏が保有する上記株式について、当該時点の簿価純資産額にて、NPFに譲渡される場合があること。
- 3) 対象者の役員に関し、NPFが、本公開買付け後、対象者の取締役及び監査役の候補者をそれぞれ1名指名し、その他の対象者の取締役及び監査役の候補者はすべて近藤高規氏が指名すること、並びに近藤高規氏は、本公開買付け成立後も原則として対象者の取締役社長に留まること。
- 4) その他対象者及びそのグループ会社のガバナンスについて、一定の重要な事項についてNPFの事前承認を要すること。
- 5) 対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者及びその子会社が買収ローンの連帯保証人となり、また対象者及びその子会社の一定の資産を買収ローンの担保に供すると共に、事業上その所有を必ずしも必要としないと認められる資産を売却し、かかる売却代金を買収ローンの弁済に充てること。
- 6) NPFが保有する株式について、対象者の業績が一定の水準に達する見通しが立たな

い等の場合には、NPF は、その保有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができ、かかる場合、近藤高規氏を含む対象者経営陣は、先買権及び共同売却権を有すること。

対象者は、昭和 14 年の設立以来、球面加工技術を強みとし、精度の高い球面のボールを、大量に、安定的でかつ安く作れる仕組みを構築し、国内外のベアリングメーカーを中心に顧客基盤を築いて参りました。しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、対象者の主要な最終ユーザーである自動車メーカーが欧米市場向け製品用の部品をアジア新興国で集中的に生産する戦略を推進しており、それにともない、対象者の顧客であるベアリングメーカーはアジア新興国への生産拠点の移転を急激に進めております。また、アジア新興国において、安価品を製造するメーカーが現れ始めており、企業間競争も激化しております。こうした急激に変化する経営環境の下で、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営全般の効率化だけでなく、既に対象者が構築している欧米での生産、販売体制の再編やアジア新興国での生産、販売体制の確立が急務となっております。また、同業他社が大手ベアリングメーカーの系列企業として成長戦略を描いている中で、独立系メーカーとしての対象者の成長戦略を見直す必要性もあるため、抜本的な組織改革、新規成長分野への投資を迅速に実行することが喫緊の課題となっており、対象者経営陣と対象者従業員が一体となってこれらの課題に取り組む必要があります。他方で、これらの積極的な施策の実施は、必ずしも短期的な業績向上には寄与しないおそれがあります。そこで、対象者の取締役社長である近藤高規氏は、急激に変化する経営環境に対応し、短期的な業績の変動にとらわれず、今後の対象者の持続的成長を可能とする企業体質を構築するためには、対象者を非公開化し、このような経営方針を中長期的に支援することができる中核安定株主の下で、対象者経営陣と対象者従業員が一体となって事業を展開することが不可欠であり、そのためには MEBO の手法によることが最善であると判断しました。

公開買付者の親会社である NPF は、近藤高規氏のこのような意向を受けて検討を重ねた結果、対象者の迅速な経営判断と機動的な事業展開を実行し、対象者経営陣と対象者従業員が一体となって企業価値向上に取り組むことができ、更には NPF の企業への豊富な投資経験を生かすことができる手法として非公開化を伴う MEBO が、対象者の中長期的な企業価値の向上のために最適であると判断し、本公開買付けの実行を決定いたしました。

本公開買付けについては、対象者は、社外監査役の意見も踏まえ、対象者の平成 19 年 1 月 22 日開催の取締役会において賛同の決議を得ております。なお、かかる賛同決議にあたっては、対象者の取締役会は対象者とは独立した第三者算定機関が作成した対象者の株価評価書及び本公開買付けにおける買付価格が妥当な価格であるとの意見書を取得し、また外部法律事務所の法律意見書を徴した上で、その内容を参考にしております。また、近藤高規氏は特別利害関係人として、かかる決議には参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

<1>公開買付者は、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を完全子会社化する予定です。従って、本公開買付けにおいては取得する株式数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け後に、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換が行われる場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は対象者株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

<2>対象者は、平成 19 年 1 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けの成否にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する期末配当(平成 18 年 3 月期の期末配当は 1 株当たり 20 円)を行わないこと及び株主優待制度(平成 18 年 3 月期の株主優待制度は対象者株式 100 株以上所有の株主の皆様への 2,000 円相当のボールペン詰合せの贈呈)を廃止することを決議しております。なお、近藤高規氏は、特別利害関係人として、かかる決議には参加していません。

<3>対象者は、平成 18 年 12 月 22 日に第 105 期中半期報告書を提出しております。当該半期報告書に基づく、対象者の中間損益の状況は以下のとおりです。

I. 損益の状況

中間会計期間	平成 19 年 3 月期(第 105 期中)
売上高 (百万円)	10,421
売上原価 (百万円)	7,268
販売費及び一般管理費(百万円)	886
営業外収益 (百万円)	179
営業外費用 (百万円)	25
中間純利益 (百万円)	1,489

II. 1 株あたりの状況

中間会計期間	平成 19 年 3 月期(第 105 期中)
1 株当たり中間純利益 (円)	30.49
1 株当たり配当額 (円)	20.00
1 株当たり純資産額 (円)	1,093.46

以上